

事業者向け食品表示講習会の開催要領

1 目的

平成27年4月1日にJAS法、食品衛生法及び健康増進法の3つの法律の食品表示に関する規定が一元化され、食品表示法が施行されました。

完全実施に向けて5年間の経過措置期間が設けられ、令和元年度末までに新法に基づいた表示に移行することが定められています。

このため、山城地域の食品関連事業者が食品表示を正しく理解し適正な表示の遵守に資することを目的に食品表示講習会を実施します。

2 日時

令和2年2月19日（水） 午後2時から4時まで

3 場所

宇治田原町総合文化センター 研修室3

（綴喜郡宇治田原町岩山沼尻46-1）

TEL：0774-88-5851

4 内容

（1）食品表示法について

① 食品表示法の概要について

② 表示事項について

ア 品質事項（JAS法関係）

イ 衛生事項（食品衛生法関係）

ウ 保健事項（健康増進法関係）

（2）質疑・意見交換（事前に受付します。）

5 対象者（山城地域に所在の食品関連事業者及び関係機関・団体）

① 次の食品関連事業者（飲食店及びインストアー製造販売を行う者を除く。）

食品製造・販売事業者、食品小売事業者、農産物直売農家等

② 関係団体担当者（商工会・商工会議所、JA等）、市町村担当者等

約50名

6 主催

京都府山城広域振興局農林商工部企画調整室

（講師：京都府山城広域振興局農林商工部及び山城北保健所職員）

7 参加希望及び連絡先

参加希望される方は、事前に別紙の「参加希望申込書」により郵送・FAX・E-mailにより申し込みしてください。

参加希望申込書は京都府山城広域振興局企画調整室のホームページからダウンロードできます。

(1) 申込期限

令和2年2月7日（金）

なお、申込期限前でも、定員になり次第希望を締め切らせていただきます。

（先着順）

質問・意見等は、参加申し込みと併せてお願いします。

(2) 申込先

京都府山城広域振興局農林商工部企画調整室

〒611-0021

宇治市宇治若森7の6

TEL：0774-21-3211 FAX：0774-22-8865

E-mail:yamashin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp